

[事案 2020-75] 契約無効請求

・令和2年11月26日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-76] の兄妹である。

<事案の概要>

契約する意思がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年1月に契約した終身保険（契約①）を、平成28年9月に積立保険（契約②）に転換し、平成30年9月には契約②を組立型保険（契約③）に転換したが、いずれも契約する意思がなかったこと等から、契約①②③のすべてを無効にして既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は契約の内容について設計書等を用いて説明しており、不適切な行為も見当たらないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に契約する意思がなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。